

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻に対する認証評価結果

I 判 定

2025 年度経営系専門職大学院認証評価の結果、事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻は本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻は、固有の目的として「日本経済、グローバル経済の相互発展に貢献する事業や企業を、独立して、また組織内で創造し、経営する人材を育成」することを掲げており、「将来計画および中期計画」では、10 年後のあるべき姿として「アントレデザイン No. 1 プロフェッショナルスクール」という旗印を掲げている。この実現に向けて、「Ⅰ. 独自の教育方法論と教育の質保証の確立（教育・FD）」「Ⅱ. コア研究領域における国際レベルの研究の推進（研究）」「Ⅲ. 地域企業・大学と連携した実践的教育・研究と貢献（地域）」「Ⅳ. 国際交流の対象地域拡大と相互連携深化（国際）」「Ⅴ. 学生本位の学修環境、キャリア支援体制の整備（学生）」「Ⅵ. 経営系大学院大学としての進化とポジション確立（大学運営）」という 6 領域からなる長期基本方針を掲げている。10 年後のあるべき姿を明確にするとともに、その実現のため、長中期方針を策定しており、これらの方針は、各年度における具体的施策に細分化され、実行されている。責任分担を明確化して P D C A サイクルを回しており、専攻全体が一体となって将来像の実現に向けて着実に取り組んでいることは、目的の達成に有効な取組みであり、起業家の輩出といった成果に結びついていることは評価できる。

教育課程においては、基礎科目群、発展科目群、演習科目を配置し、基礎段階から発展的な内容へと幅広い科目を体系的に学ぶことが可能な 5 つの教育プログラムを提供し、アントレプレナーシップの涵養と実践的な能力の育成を目指している。そのなかで、プレゼミナールから「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」へと進む少人数制ゼミナール形式の演習科目を教育の柱としていることは、学生の思考力・表現力・コミュニケーション力・実践力の強化に寄与しており特色として評価できる。また、「地域フィールドスタディ」や「観光ビジネス特論」「福祉ビジネス特論」「スポーツビジネス特論」等の、地域との連携に基づいた独自科目を設置しており、地域課題への実践的対応をしていることも、特色である。

また、さまざまなデータや学生の意見を通じて教育課程の改善に生かそうとする試みは有意義かつ特徴的であり、特色として評価できる。そのほか、起業を目指す学生に対

して、「起業特別演習生（E I T : Entrepreneurship Intensity Track）（以下「起業特別演習生（E I T）」という。）」制度や「アントレデザイン塾」といった支援を行っていることは、実践的な起業家を育てるうえで有意義な取組みであり、特色として評価できる。

一方で、以下の点については、課題が見受けられる。

まず、教育課程において、基礎科目群における I T 関連科目が「I T 基礎技術」1 科目にとどまっており、当該専攻が掲げるアントレプレナーシップの涵養を強化する観点から、内容・数ともに拡充するよう改善が望まれる。そのほかにも、マーケティングや職業倫理に関する科目についても内容の充実が望まれる。さらに、継続的に成績評価の偏りが見られたため、研究科長が主導となり、より公正な評価に向けた運用への改善を図りたい。

以上の検討課題のほか、2025 年度より「メディアコンテンツビジネスプログラム」「MOTプログラム」「CFOプログラム」「税理士（会計）プログラム」「税理士（税法）プログラム」の5つのプログラムを準備しているものの、「税理士（税法）プログラム」に学生が集中しており、プログラム制が十分に機能していないことについても、改善を期待したい。固有の目的を達成するためにも、増加してきている「税理士（税法）プログラム」の学生と、他のプログラムの学生及びプログラムに所属しない学生の交流を更に強化することが望まれる。

また、教員組織に関し、「教員派遣研修規程」に基づき、教員の国内外への派遣研修制度を設定しており、実地調査において、制度の初回申請者がいることを確認したものの、現時点では同制度を利用した実績がない。教育の水準を向上させるためにも、改善が望まれる。さらに、年齢層の偏りの問題を継続して抱えていることから、教育力の維持、発展のため、若手・中堅の専任教員の計画的な採用・育成体制を強化していくよう一層の改善に努めることが期待される。

これらの点を改善するためにも、今回の経営系専門職大学院認証評価の結果を活用し、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、教育の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該専攻の特色をさらに伸張していくことを期待したい。

III 経営系専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：目的の設定】

当該大学は基本的理念として「(1) 独立あるいは組織内で新規事業を創造する人材の育成、(2) 地域社会のニーズに応える人材の育成、(3) 国際社会に貢

献しうる人材の育成」を掲げたうえで、固有の目的として、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化・社会の発展に寄与するとともに、経済・産業の諸分野において貢献しうる高度職業人の育成」を学則に定めている。これを踏まえて、当該専攻では、固有の目的として、「日本経済、グローバル経済の相互発展に貢献する事業や企業を、独立して、また組織内で創造し、経営する人材を育成」することを掲げている。この固有の目的は、経営系専門職大学院の基本的な使命に沿ったものであり、地域に根差した起業や新事業創造を自らリードできる人材の育成は、課題先進国である我が国のニーズに合致しているといえる（評価の視点 1-1、点検・評価報告書 6 頁、基礎要件データ表 1、資料 2-7「事業創造大学院大学学則」、事業創造大学院大学ウェブサイト）。

【項目：中・長期ビジョン、戦略】

当該専攻は、中長期ビジョンとして 2019 年度から 2028 年度にわたる 10 年間で 3 期に分けて実施する「将来計画および中期計画」を策定している。「将来計画および中期計画」では、当該大学の 10 年後のあるべき姿として長期基本方針を定め、「アントレデザイン No. 1 プロフェッショナルスクール」という旗印を掲げている。長期基本方針は「教育・FD」「研究」「地域」「国際」「学生」「大学運営」の 6 つの領域から構成され、領域ごとに更に 2～4 項目に細分化している。例えば「教育・FD」に該当する「I. 独自の教育方法論と教育の質保証の確立」については、「I-1. アントレプレナー育成・能力開発と時代の変化に対応した教育プログラムの構築」と「I-2. 教育の内部質保証を通じた起業／事業創造、教育成果の向上」の 2 つに項目立てされている。

そのうえで、第 1 期から第 3 期に分けて領域ごとに中期基本目標と K P I を定めている。例えば、「教育・FD」における 2022 年度から 2024 年度の第 2 期中期基本目標は、「アントレデザイン教育の実践・検証とブラッシュアップ」であり、その K P I は「アントレデザイン教育方法論の正課科目への導入」と設定している。さらに、これらの中期基本目標に対して、それぞれ 4～5 項目の中期基本方針を設定し、それに付随する 2～3 項目の重点施策を設け、具体的な行動を促す仕組みとなっている。例えば、第 2 次中期基本目標の「教育・FD」における、中期基本方針は 4 項目存在するが、その最初の項目は「I-1-（1）建学の精神・理念を具現化する教育プログラムの革新」であり、重点施策は「①コース制、プログラム制導入と本学教育ポートフォリオの検討」と「②コース制、プログラム制導入に向けたカリキュラム編成と推進体制の整備」の 2 つである。

上記の重点施策は、年次・クォーター単位のアクションプランへと細分化され、それぞれ所管する学内委員会や関係組織も明確に定めている。なお、重点施策と委員会は必ずしも 1 対 1 に対応しているわけではなく、「I-1-（1）①コース制、

プログラム制導入と本学教育ポートフォリオの検討」では、「将来計画推進委員会」「将来計画推進WG」「教務委員会」「研究委員会」「演習委員会」がそれぞれアクションプランの責任主体となっている。これらの領域や委員会を超えた全学的な課題等については、「将来計画推進WG」にて検討を行う仕組みとなっており、現在は、2022年度から2024年度にかけての第2次中期計画が完了した時期にあたり、全体を総括した自己点検・評価を行っている最中である。

総じて、10年後の将来像として「アントレデザイン No.1 プロフェッショナルスクール」の実現を掲げ、長中期方針を策定している。これらの方針は、各年度における具体的施策に細分化され、実行されている。施策の進捗状況については、学長、副学長及び専攻運営に関わる関係担当教員が一堂に会する「将来計画推進委員会」において定期的に確認しており、専攻全体が一体となって将来像の実現に向けて着実に取り組んでいる点は、特色として評価できる（評価の視点 1-2、点検・評価報告書 7～8 頁、資料 1-4「第二次中期計画の基本方針（本科生・履修証明プログラム・科目等履修生・聴講生）」、資料 1-6「2024 年度中期アクションプラン期中展開実績・計画（2022-2024）」）。

(2) 提言

【特色】

- 1) 10 年後の将来像として「アントレデザイン No.1 プロフェッショナルスクール」の実現を掲げ、長中期方針を策定している。これらの方針は、各年度における具体的施策に細分化され、実行されている。施策の進捗状況については、学長、副学長及び専攻運営に関わる関係担当教員が一堂に会する「将来計画推進委員会」において定期的に確認しており、専攻全体が一体となって将来像の実現に向けて着実に取り組んでいる点は、特色として評価できる（評価の視点 1-2）。

2 教育課程・学習成果、学生

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】

当該専攻においては、固有の目的を実現するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明文化し、ウェブサイト及びシラバスで公表している。学位授与方針としては、「起業家および組織内事業創造を担う人材」に必要とされる「基礎知識及びアントレプレナーシップの発揮に必要な専門的かつ実践的な知識を修得して所定の単位を取得するとともに、実効性のある事業計画書等、「専門職成果報告書」を作成して審査で合格したものに対して経営管理修士（専門職）の学位を授与」することとしている。

教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針に基づき、独立起業や組織内事業創造を担う人材及びビジネスのグローバル化に対応できる起業家等の人材を育成するためのカリキュラムを編成しているとしたうえで、基礎科目群、発展科目群、演習科目と科目を配置し、基礎段階から発展的な内容へと幅広い科目を体系的に学ぶことが可能な教育プログラムを提供し、アントレプレナーシップの涵養と実践的な能力の育成を目指すこととしている。この方針は、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命と整合的である（評価の視点 2-1、点検・評価報告書 9 頁、基礎要件データ表 2、表 3、資料 2-1「事業創造大学院大学履修案内「履修系統図」、資料 2-2「事業創造大学院大学時間割（2024 年度）」、資料 2-4「事業創造大学院大学シラバス」）。

【項目：教育課程の設計と授業科目】

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎科目群、発展科目群、演習科目を体系的に編成している。発展科目群は、「経営戦略」「財務・金融」「情報・技術」「アントレプレナーシップ」「事業環境」の 5 分野からなり、演習科目（「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」）と連動するよう配置している（表 1 参照）。当該専攻においては、特にアントレプレナーシップの涵養と実践的な能力の育成を、建学の精神に即した教育目標として位置づけており、その実現のために、基礎科目群、上記の 5 分野からなる発展科目群、演習科目をバランスよく配置している。

経営学の基礎的な知識をバランスよく修得できるよう、基礎科目群の必修科目として、「経営戦略」「マーケティング」「財務会計論」「企業倫理」「ビジネスプラン作成法」を配置している。「ビジネスプラン作成法」については、1 年次のみ配置し、その他の 4 つの必修科目は、1・2 年次の配当科目としている。その他の基礎科目群として、戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計分野から 11 科目を配置しており、各分野における基礎知識を網羅できるようになっている。

一方で、基礎科目群に I T 関連の科目が「I T 基礎技術」1 科目しかなく、内容

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

はITリテラシーそのものであり、当該専攻のアントレプレナーシップの涵養に力を入れている方針からしても、内容・数ともに拡充するよう改善が望まれる。同様に、マーケティング科目においても、デジタル領域に特化しており、アントレプレナーシップの涵養を当該専攻の教育の根幹におくのであれば、より広範な理論的基盤を涵養する科目設計とするよう改善が望まれる。さらに、「企業倫理」については法的視点が中心であり、ビジネスの実態や同大学のミッションに掲げる「文化・社会的貢献」の観点を踏まえた科目内容への改善が望まれる。

発展科目群として、アントレプレナーシップの発揮に必要な素養を身につけるために、「経営戦略」「財務・金融」「情報・技術」「アントレプレナーシップ」「事業環境」の5分野から自身で専門分野を選択し学ぶことができる設計としている。なかでも「地域フィールドスタディ」や「観光ビジネス特論」「福祉ビジネス特論」「スポーツビジネス特論」等の、地域との連携に基づいた独自科目を設置しており、地域課題への実践的対応をしていることは特色として評価できる。

演習科目は、1年次後期から必修としている。1年次においては、事業企画書及び研究論文の作成を課し、学期末にその成果をポスター形式にて発表させることにより、企画力・構成力・発表力の基礎的素養を涵養している。なお、1年次前期から「演習Ⅰ」までの半年間はプレゼミナールとして、当該専攻の演習について学び研究の方向性を明確にする場を設けている。2年次においては、最終成果物である「専門職成果報告書」に対し中間報告及び最終審査を課すことで、課題設定から実行可能性の高い提案の構築に至る一連のプロセスを経験させ、より実効性の高いアウトプットとして結実させる工夫を施している。「専門職成果報告書」とは、事業計画書、プロジェクト報告書、研究論文のいずれかに該当するものである。同報告書の作成にあたっては、副指導教員制度を設けており、多面的な指導ができるよう工夫している。上述のように、1年次、2年次ともに、途中経過を発表する機会を半年ごとに計4回設定し、さまざまな教員からの多面的な評価や助言を受ける機会を与えることで、学生の学びの質を向上させるための取組みを行っている。プレゼミナールから「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」へと進む少人数制ゼミナール形式の演習科目を教育の柱としていることは、学生の思考力・表現力・コミュニケーション力・実践力の強化に寄与しており特色として評価できる。

表1：科目区分の概要

科目区分	科目区分の概要
基礎科目群	現代のビジネスの理解に必要な基礎を修得するための科目（計16科目うち必修5科目：10単位、選択2科目：4単位以上を履修する必要あり）

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

発展科目群	アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識を修得するための科目（5分野、計25科目：10単位を履修する必要あり）
演習科目	「演習Ⅰ・Ⅱ」を配置（計6単位、いずれも必修）

（点検・評価報告書10頁、資料2-4「事業創造大学院大学シラバス」に基づき作成）

また、MBA教育の枠組みのなかに税理士試験科目免除制度を体系的に位置づけ、会計・税法教育と経営実務教育を融合させていることは、AI時代の変化を見据え、税理士を企業経営の戦略的パートナーとして育成する教育理念やその取組みとして注目に値する。

一方で、2025年度より「メディアコンテンツビジネスプログラム」「MOTプログラム」「CFOプログラム」「税理士（会計）プログラム」「税理士（税法）プログラム」の5つのプログラムを準備しているものの、「税理士（税法）プログラム」に学生が集中しており、プログラム制が十分に機能していないことについても改善を期待したい。当該専攻の固有の目的を達成するためにも、増加してきている「税理士（税法）プログラム」の学生と、他のプログラムの学生及びプログラムに所属しない学生の交流を更に強化することが望まれる（評価の視点2-2、2-3、点検・評価報告書10～12頁、資料1-3「事業創造大学院大学パンフレット」、資料2-1「事業創造大学院大学履修案内「履修系統図」」、資料2-4「事業創造大学院大学シラバス」、資料2-7「事業創造大学院大学学則」、資料2-35「事業創造大学院大学 学位規程」、実地調査時の面談調査）。

社会人学生を主対象とする当該専攻では、平日夜間や週末の授業時間帯に加え、社会人学生の多様な学習ニーズに対応するため、同一科目を昼夜にそれぞれ開講していることは特色として評価できる。また、演習科目以外の大多数の科目はウェブ会議ツールを用いてハイフレックス講義を導入しており、学生の多様な学習スタイルやニーズに対応しているほか、図書室や情報インフラストラクチャーも学生のニーズに合うように整えている（評価の視点2-4、2-5、点検・評価報告書12頁、資料2-2「事業創造大学院大学時間割（2024年度）」、資料2-25「2024年度春学期・秋学期 時間割（履修登録状況一覧）」、実地調査時の面談調査）。

【項目：教育の実施】

当該専攻では、学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態を採用している。具体的には、ケーススタディやフィールドワークなど多様な方法を採用し、実務的視点を重視している。教材は配付資料、オンライン共有、動画教材等を柔軟に活用し、事前・事後学習の内容もシラバスに明示している。さらに、多数の科目において、現職の経営者・起業家等をゲスト・スピーカーとして招いて実務視点を補

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

完しており、実社会との接続を強く意識した構成としている。例えば、「地域フィールドスタディ」では、学生の課題に応じた調査企画を策定・実施し、現場の企業・団体と連携して実地調査を行い、発表・討議によって知見を深めるよう工夫している。「ITソリューション」「地域産業論」「国際経営」等では、企業事例や産業界等ビジネスの実情に即した課題を採りあげ、現実世界との密接な関わりを図り実務的学修の深化に寄与している（評価の視点 2-6、点検・評価報告書 14 頁、資料 2-4「事業創造大学院大学シラバス」）。

シラバスには、科目名、担当教員、講義形式、到達目標、講義計画、事前事後学修内容、成績評価方法及び基準等を記載している。シラバスの書き方については、教員向けのシラバス作成説明会を実施し、統一的な記述を実現するための取組みが行われている。授業参観、学生アンケート、担当教員による自己点検・評価の三層的仕組みを持ち、シラバスに記載した授業計画に沿った授業実施を多面的に把握する体制を整えている。

当該専攻の授業は、原則として2学期制で1コマあたりの授業時間は90分となっており、法令上の規定に則して単位設定を行っている。また、学則において1年間に履修登録できる単位数の上限は30単位としている。なお、入学前に当該専攻、他大学及び学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程において修得した単位の認定については、学則に沿って最大14単位まで認定している。

履修指導等に関しては、「教務委員会」と「演習委員会」が中心となり、各学生の履修登録や出席状況、単位修得状況等の確認を行い、個別の履修指導や学習相談を行っている。

授業の実施にあたっては、経営系専門職大学院としての教育活動に必要な教室や設備を十分に整備しており、対面参加の学生のみならず、オンライン参加の学生に対しても適切な学習環境を確保している。また、学生アンケートの実施等を通じて学修環境の継続的改善が図られており、東京サテライトキャンパスの設置など、遠隔地からの学修支援体制も充実している（評価の視点 2-7、2-8、点検・評価報告書 14～15 頁、基礎要件データ表 4～表 6、資料 1-3「事業創造大学院大学パンフレット」、資料 2-2「事業創造大学院大学時間割（2024年度）」、資料 2-7「事業創造大学院大学学則」、資料 2-8「2024年度秋学期講義アンケートの実施について」、資料 2-9「学生による授業評価アンケート実施結果」、資料 3-12「FD 研修会資料（2024年度シラバス執筆要項説明会・2023年12月20日開催）」、実地調査時の面談調査、実地調査時の施設見学）。

図書館は、学習及び教育研究活動に必要な資料が整備され、開館時間や利便性の面でも社会人学生の学修を支えており、自習室・交流スペース等も学修意欲の向上に寄与している（評価の視点 2-9、2-10、点検・評価報告書 15～16 頁、資料 2-13「2024年度新入学生オリエンテーション資料」、資料 2-25「2024年度春学期・秋学

期 時間割（履修登録状況一覧）」、実地調査時の施設見学）。

教育活動に必要な情報インフラストラクチャーとしては、全フロアに Wi-Fi を整備しており、インターネットを利用した学習や情報検索のための環境を提供している。また、ウェブ・ポータルにおいて、講義の出欠管理や成績評価の登録・閲覧が可能となっている（評価の視点 2-11、点検・評価報告書 16～17 頁）。

【項目：学習成果】

当該専攻では、各授業科目の到達目標や評価方法はシラバスに明示され、成績評価方法及び基準は「成績評価仕様書」に定められている。成績評価の結果は「教務委員会」及び教務課が確認し、一定の公正性と厳正性を有する評価の仕組みを整備している。

ただし、2020 年度の経営系専門職大学院認証評価結果において、検討課題として指摘した成績評価の偏りについては、依然として A+ 評価の比率が非常に高い科目が存在している。2024 年度春学期の開講科目では、3 科目において、A+ 評価の比率が 50%を超えているほか、2 科目において、同比率が 20%以上 50%未満となっている。これらの科目はいずれも兼任教員が担当しており、既に研究科長から成績評価に関する補足説明を行っているものの、さらなる工夫の余地があると考えられるため、蓄積したデータ（アンケート等）のフィードバック方針やシラバスの設定方針等、より公正な評価に向けた運用への改善が望まれる（評価の視点 2-12、点検・評価報告書 18 頁、資料 2-6「成績評価基準と成績評価分布図について」、実地調査時の面談調査）。

当該専攻では、学生が成績に疑問を持った場合、異議申立てができる制度を有している。学生が異議申立てを行った場合は、「教務委員会」が内容を検証し、検討結果を研究科長から学生に回答している。授業担当教員以外の第三者が内容の確認や報告を行うことは、成績評価の公正性や厳正性の確保の観点からも好ましいといえる。過去 3 年間で実際の異議申立ては 1 件あったが、研究科長が経緯を説明しながら丁寧に回答していることから、同制度は適切に運用されているといえる（評価の視点 2-13、点検・評価報告書 18 頁、資料 2-7「事業創造大学院大学学則」、資料 2-19「2024 年度学生便覧」、資料 2-34「事業創造大学院大学成績評価異議申立規程」、資料 2-49「成績評価異議申立に対する回答書」）。

修了要件は、「事業創造大学院大学学位規程」及び学則に定めている。当該専攻における学位授与者数は、2022 年度は 71 名、2023 年度は 79 名であった。標準修業年限を超える学生もある程度存在することを考えると、学位授与者数は概ね妥当であり、実績としても適切な修了認定と学位授与が行われているといえる（評価の視点 2-14、点検・評価報告書 18～19 頁、基礎要件データ表 7、表 17、資料 2-4「事業創造大学院大学シラバス」、資料 2-7「事業創造大学院大学学則」、資料 2-35「事業

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

創造大学院大学学位規程」、事業創造大学院大学ウェブサイト)。

当該専攻では、アセスメント・ポリシーにおいて「学生アンケートを開発・実施し、得られたデータの比較・分析等を行う」ことを掲げており、講義アンケートによって理解度や満足度等を定期的に把握し、教育の改善に生かす取り組みを行っている。また、2023年度からは入学時と修了時のアンケートを通じて、当該専攻での獲得能力に関する分析を開始している。修了時アンケートには「どの程度能力が向上したと思われるか」という設問があり、17個の具体的な能力（「課題設定能力」「チャレンジ精神」等）の向上を4段階で評価している。さらに、これら17個の能力について、入学時アンケートにおける期待値との比較分析も試みられている。獲得能力の測定に基づく本格的なPDCAサイクルの運用はこれからとのことであるが、このような分析は先進的かつ有意義である。将来的には、これら17個の能力と、中長期ビジョンで掲げる7つの能力との紐づけなど、さらなる深耕分析も検討されたい。

進路状況の把握に関しては、修了生の実際の起業状況や、企業内での活動状況（新事業の創出活動や企業中核への登用状況等）に関するフォローアップ調査を行っている。その結果として、これまでの累計修了者1100名のうち、独立起業者が62名（5.6%）、企業内の新事業創出者が34名（3.1%）いることが判明し、教育を通じた当該専攻の目的の実現が定量的に確かめられつつある。

学生からの意見収集については、当該専攻の講義アンケートを活用している。無記名式アンケートのため、学生からはさまざまな意見が寄せられており、必要に応じ、教員からの回答を「カウンターコメント」としてウェブ・ポータル上で公表している。さらに、当該専攻では、学外からの意見を大学運営に採り入れるための「諮問委員会」を設置しているが、この委員会には修了生も含まれている。同委員会では、大学運営や教育についての活発な議論が行われており、修了生からも助言を得ることが可能な体制となっている。

以上より、当該専攻では、教育効果をさまざまな視点から検証するための仕組み及び学生・修了生の声や多角的な視点を採り入れるための仕組みが構築されており、これらを利用した教育改善への取り組みは特色として評価できる（評価の視点 2-15、2-16、点検・評価報告書 19 頁、資料 2-16「2024年度第1回諮問委員会資料」、資料 2-21「2024春学期講義アンケート」、資料 2-22「2023年度修了時アンケート」、資料 2-23「2023年度学生アンケート」、資料 2-41「2024年度SD・FD委員会議事要旨」、資料 2-42「アセスメント・ポリシーおよびデータの利活用に関するガイドライン」、資料 2-43「2024春講義アンケートカウンターコメント」、質問事項に対する回答及び評価結果（分科会案）に対する見解、実地調査時の面談調査)。

【項目：学生の受け入れ】

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

当該専攻では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）において、「ベンチャー企業の創業や組織内での新規事業の創造・経営などに明確な問題意識を持ち、確固たる目的意識を有する人材」を受け入れると定めたうえで、5つの求める学生像を明記している。また、入学試験の際、学力試験に加え、面接試験によって上記人材に期待される熱意や適性を判断するとしている。これらの方針は、学生募集要項やウェブサイトにて公表している（評価の視点 2-17、点検・評価報告書 21 頁、基礎要件データ表 2、資料 2-4「事業創造大学院大学シラバス」）。

当該専攻の入学時期は年 2 回だが、入学試験は通年実施している。2024 年度入学者に対しては、約 15 回の入学試験を行っており、学生獲得に向けた多大な努力が払われている。選抜区分は「社会人入試」「一般入試」「交流協定校推薦入試」「指定校推薦入試」の 4 つであり、出願形態に応じて「書類審査」「記述式試験」「面接試験」「課題審査」を組み合わせている。これらの内容は、募集要項に明記され、フローチャート等を用いてわかりやすく説明している。

入学者選抜は、専任教員 5 名と事務員 2 名からなる「入試委員会」を中心に実施しており、試験問題は、「入試委員会」及び入試委員会が依頼した専任教員が作成している。

入学者選抜における評価軸と評価基準は、教授会で審議された「入学試験評価基準」及び「入学試験評価ガイドライン」に定めている。当該専攻の「記述式試験」「課題審査」では、1 人の受験者の回答を複数の教員で評価している。面接試験も同様に、1 人の受験者を複数の教員が面接し、評価している。これらの評価結果をもとに、入試判定会議で可否案を作成し、研究科長の承認を経て、学長が可否を決定している。なお、「入試委員会」では、入試担当教員に対して入学試験のあり方に関するアンケートを毎年実施し、PDCA サイクルを回している。

以上のように、当該専攻では、入学者の選抜方法や手続をわかりやすく公表し、明確化された基準のものと、組織的に公正かつ適正な入学者選抜を実施している（評価の視点 2-18、点検・評価報告書 21～22 頁、資料 1-1「事業創造大学院大学入学試験要項」、資料 1-2「2024 年度学生募集要項（本科生・履修証明プログラム・科目等履修生・聴講生）」、資料 2-10「事業創造大学院大学入学者選抜方法等に関する規程」、資料 2-11「事業創造大学院大学入試委員会規程」、資料 2-46「入学試験評価ガイドライン」、資料 2-47「事業創造大学院大学本科生の入学試験実施に関する内規」、資料 2-48「事業創造大学院大学外国人留学生の日本語能力評価に関する内規」、資料 2-51「2023 年度入学試験のあり方についての質問紙調査」）。

定員管理については、入学定員 80 名に対し、2022 年度の入学者 91 名、2023 年度 96 名、2024 年度 97 名であった。近年は 20%ほど定員を超過しているが、安定的に入学者を確保している。一方、在籍学生数については、定員 160 名に対し、2022 年度 199 名、2023 年度 197 名、2024 年度 208 名であり、定員超過率が 30%に近づいて

いる（表2参照）。これに対し、これまでは増床や教員の増員によって対応してきたが、2024年11月の理事会にて、2025年度より入学定員を90名（収容定員180名）とすることを決定した。これは、実態に見合った適切な経営判断だと考えられるが、定員増加後の2025年度収容定員数比率についても1.21となっており、2023年度から2025年度の過去3年間の収容定員平均が1.25となっていることから、改善を期待したい（評価の視点2-19、点検・評価報告書22～23頁、基礎要件データ表8、資料2-52「学校法人新潟総合学園理事会資料（2024年11月28日）」）。

表2：過去4年間の入学者数及び在籍学生数

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
入学者数 (入学定員)	91名 (80名)	96名 (80名)	97名 (80名)	102名 (90名)
在籍学生数 (収容定員)	173名 (160名)	197名 (160名)	208名 (160名)	206名 (170名)

(基礎要件データ表8に基づき作成)

【項目：学生支援】

学生の進路選択・キャリア形成支援のため、「キャリア支援委員会」を設けて担当職員を配置し、就職希望者への個別面談を行っている。また、労働局や周辺自治体等と連携し、インターンシップ等の案内や、学内向け合同企業説明会の企画・運営を行っている。また、日本での就職を希望する留学生を対象として、キャリア面談、就職ガイダンス、模擬面接、SPI体験会等を実施し、日本の就職慣行にあわせた手厚い支援を行っている。これら一連の取組みについては、演習担当教員とも連携したうえで、組織横断的な情報共有が行われ、学生にも必要に応じた働きかけが行われている。

在学中や修了後の起業（独立起業、若しくは社内起業）への支援としては、演習科目の拡張として「起業特別演習生（EIT）」制度を用意している。「起業特別演習生（EIT）」制度の対象は2年次生であり、「EIT担当教員」を中心とする複数教員がチームとして実践的な支援を行っている。加えて、起業する可能性がある在籍学生や起業した修了生に対し、事業計画作成のサポートやビジネス人脈のネットワーク形成を支援する「アントレデザイン塾」を正課外に設けている。起業は、「正課での学びを生かした、正課外の活動」でもあるため、その橋渡しの位置づけとしても、同塾は非常に有益だといえる。さらに、起業後に必要となる法人用オフィス確保のため、学外のレンタルオフィスを優遇利用できるよう、当該専攻とレンタルオフィス事業者との間のパートナーシップ契約が準備されつつある。

起業を目指す学生に対する「起業特別演習生（EIT）」制度や「アントレデザイン塾」といった特別な指導・支援の試み及び外部事業者との提携に基づくレンタ

ルオフィス確保への支援は、実践的な起業家を育てるうえで有意義な取組みであり、特色として評価できる。

以上のように、当該専攻では、進路選択やキャリア形成に関するさまざまな相談や支援を行っており、特に、起業を志す人材向けの実践的な支援は、ユニークかつ有意義である（評価の視点 2-20、点検・評価報告書 24 頁、資料 2-54「2024 年度キャリア支援委員会議事要旨」、資料 2-56「学内就職ガイダンス・学内合同企業説明会等案内」、資料 2-58「2023 年度就職ガイダンス、学内合同企業説明会等実績報告」、資料 2-59「2020～2024 年度の就職実績」、資料 2-61「2024 年度 E I T 選考結果資料」、資料 2-63「2023 年度諮問委員会資料」、資料 2-64「2024 年度新潟地域活性化研究所運営委員会議事要旨」、実地調査時の面談調査）。

当該専攻では、多様な学生の学習環境の改善のため、「学生委員会」が主体となり、講義アンケートとは別の学生アンケートを毎年実施している。「生活面での支援や福利厚生に関する満足度」「学修時間やアルバイト時間」「正課外活動・交流の状況」等に関する設問があり、学習環境改善のための基礎データを収集している。また、このアンケートの後のフォローアップ調査として、個別にピックアップされた課題に関する学生へのヒアリングも実施している。

留学生支援としては、アパート探しのサポート、健康状態・生活状況の把握とアドバイス、日本での日常生活のルールや法令の周知、留学ビザ更新の支援、アルバイト求人情報の提供等、安定した学修を行うためのきめ細かな支援が行われている。また、障がいのある学生に対しても、その支援方針を定め、対応窓口をウェブサイト上に掲載し、必要に応じたバリアフリー化を進めている。

以上のように、社会人・留学生・障がいのある学生等、さまざまな学生が学習を行うための配慮と支援を行っている（評価の視点 2-21、点検・評価報告書 24～25 頁、基礎要件データ表 18、資料 2-60「2024 年度学生委員会資料」、資料 2-62「障がい学生支援について」、資料 2-65「事業創造大学院大学学生委員会規程」、資料 2-67「ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」、資料 2-68「ハラスメント防止及び対策等に関するガイドライン」、事業創造大学院大学ウェブサイト）。

当該専攻における正課外活動については、修了生や在学生のネットワーク促進のため、同窓会を組織していることが挙げられる。また、同様の目的で、ゼミ長の組織である「ゼミ長会」も整備している。通学の機会に限られるオンライン履修生に対しては、「学生委員会」が中心となって「オンライン交流会」を毎年開催している。この交流会には、教職員や修了生も参加でき、相互交流を促進するための配慮がなされている。加えて、留学生向けにも、学生間の交流を促進するための催しを毎年催している。さらには、上述の「アントレデザイン塾」も、正課外の活動として、実践的な起業家候補をサポートしている。

以上のように、在学生や修了生の活動をサポートするためさまざまな取組みを行

っており、同窓会については、産学連携活動や、ゲスト講師招聘の契機にもなりえることから、引き続き活発な活動と連携を期待したい（評価の視点 2-22、点検・評価報告書 25 頁、資料 2-50「ゼミ長会会則」、資料 2-57「事業創造大学院大学起業準備オフィス利用規程」、資料 2-60「2024 年度学生委員会資料」）。

(2) 提言

【特色】

- 1) 教育体制としてプレゼминаールから「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」へと進む少人数制ゼミナール形式の演習科目を教育の柱としていることは、思考力・表現力・コミュニケーション力・実践力の強化に寄与しており、特色として評価できる（評価の視点 2-2）。
- 2) 「地域フィールドスタディ」や「観光ビジネス特論」「福祉ビジネス特論」「スポーツビジネス特論」等の、地域との連携に基づいた独自科目を設置しており、地域課題への実践的対応をしていることは、特色として評価できる（評価の視点 2-2）。
- 3) 社会人学生の多様な学習ニーズに対応するため、同一科目を昼夜にそれぞれ開講していることは特色として評価できる（評価の視点 2-4）。
- 4) 講義アンケートによって学習理解度や満足度を把握し、学生からの意見を収集しており、寄せられた意見に対する教員からのカウンターコメントを返す組織的な仕組みを構築している。また、入学時と修了時にそれぞれアンケートを実施し、大学院教育全体を通じた獲得能力を評価する先進的な取り組みを行っている。さまざまなデータや学生の意見を教育課程の改善に生かそうとする試みは有意義かつ特徴的であり、特色として評価できる（評価の視点 2-15、2-16）。
- 5) 起業を目指す学生に対する「起業特別演習生（EIT）」制度や「アントレデザイン塾」といった特別な指導・支援の試み及び外部事業者との提携に基づくレンタルオフィス確保への支援は、実践的な起業家を育てるうえで有意義な取り組みであり、特色として評価できる（評価の視点 2-20、2-22）。

【検討課題】

- 1) 基礎科目群における IT 関連科目は「IT 基礎技術」1 科目にとどまっており、当該専攻が掲げるアントレプレナーシップの涵養を強化する観点から、内容・数ともに拡充するよう改善が望まれる（評価の視点 2-2）。
- 2) マーケティングに関する科目がデジタル領域に偏重していることから、より広範な理論的基盤を涵養する科目設計となるよう改善が望まれる（評価の視点 2-2）。

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

- 3) 「企業倫理」について、ビジネスの実態や文化的・社会的文脈を踏まえた科目内容への改善が望まれる（評価の視点 2-2）。
- 4) 2020 年度の経営系専門職大学院認証評価結果において改善を求めている成績評価の偏りについて、一部の科目に成績分布の顕著な偏りが見られるため、蓄積したデータ（アンケート等）のフィードバック方法やシラバスの設定方針等、より公正な評価に向けた運用への改善が望まれる（評価の視点 2-12）。

3 教員・教員組織

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：教員組織の編制方針】

当該専攻では、中期計画に基づき経営系専門職大学院として必要となる教育研究分野を定め、研究者教員と実務家教員を組み合わせた教員組織としている。また、「将来計画推進委員会」傘下の「将来計画推進WG」において、社会ニーズに応じた受講のあり方や開講科目を検討しており、それに応じた教員を採用し配置することとしている。ただし、教員組織の編制方針が明文化されていない。また、従来のMBAプログラムに加え、5つのプログラムを開設したため、それに対応した教員編制のデザインを明確にしたうえで、各プログラムの人員計画、採用等の検討を行うことが望まれる（評価の視点3-1、点検・評価報告書29頁、資料1-8「第74回将来計画推進検討WG」、資料3-25「2024年第1回将来計画推進委員会議事要旨」）。

【項目：教育にふさわしい教員の配置】

専任教員については、法令上必要とされる専任教員数を満たし、教授数、実務家教員数、みなし専任教員数についても法令で定める要件を満たしている（表3参照）。なお、実務家教員については、5年以上の実務経験及び高度な実務能力を確認している。研究者教員であっても実務経験を有していることや、実務家教員であっても豊富な指導歴を有しているなど、多くの教員が理論と実務の架橋を自ら体現しており、適切な人員配置といえる（評価の視点3-2、点検・評価報告書29頁、基礎要件データ表9～表13、表15、資料3-6「教員個人調書・教育研究業績書」、資料3-7「専任教員個別表」）。

表3：2025年度の専任教員に関する情報

専任教員	専任教員のうち 教授	専任教員のうち 実務家教員	実務家教員のうち みなし専任教員
19名	18名	11名	1名

（基礎要件データ表9～表12に基づき作成）

当該専攻の中核をなす授業科目については、基礎科目17科目のうち5つの科目「経営戦略」「マーケティング」「財務会計論」「企業倫理」「ビジネスプラン作成法」を必修科目と定め、それぞれの科目は専任の教授が担当していることから、適切な配置といえる（評価の視点3-3、点検・評価報告書30頁、資料3-6「教員個人調書・教育研究業績書」、事業創造大学院大学ウェブサイト）。

専任教員の年齢構成については、70歳以上が4名、60～69歳が11名、50～59歳が2名、40～49歳が2名、39歳以下が0名となっている。60歳以上の専任教員の占める割合は79.0%、70歳以上の専任教員の占める割合は21.1%となっている。

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

近年では、70歳以上で新規に採用となるケースが数件ある。

専任教員の男女比についてみると、2024年10月1日時点で男性15名、女性4名であり、外国籍の教員は1名であることから多様性を考慮しているといえる。

一方、専任教員の年齢構成については、2020年度の経営系専門職大学院認証評価結果において改善を求めていたが、引き続き偏りが続いている。教育力の維持、発展のため、若手・中堅の専任教員の計画的な採用・育成体制を強化していくよう改善が望まれる（評価の視点3-4、点検・評価報告書30頁、基礎要件データ表14、資料3-6「教員個人調書・教育研究業績書」、実地調査時の面談調査）。

【項目：教員の募集・任免・昇格】

当該専攻の教員の採用、昇任の選考については、「事業創造大学院大学教育職員等選考規程」を設けている。採用にあたっては、同規程に則って「総務会」の審議を経て、委員長を研究科長、委員として研究科教員2名で構成される「教育職員等選考委員会」で審査を行い、被推薦者を決定している。その後、同選考委員会の委員長が被推薦者を学長に報告し、「総務会」の審議を経て学長は理事長に被推薦者を推薦し、理事長が決定することとしている。また、同規程では、選考に関する具体的な方法（書類選考、模擬授業、面接）も定めており、研究者教員、実務家教員ごとに選考基準・評価項目を詳細に定めている。以上のことから、教員の採用・承認に関して適切な評価基準、手続を定め実施しているといえる（評価の視点3-5、点検・評価報告書30～31頁、資料3-1「事業創造大学院大学教育職員等選考規程」、資料3-2「事業創造大学院大学教員採用評価の視点および細目例示」）。

【項目：教員の資質向上等】

当該専攻では、専任教員の資質向上を図るため、著作権講習会、データベースの利用に関する説明会、生成AI活用に関する講習会、シラバス執筆要領説明会、メンタルヘルス講習会、ハイフレックス授業等に関する研修を実施している。さらに、教育上の指導能力向上に対する取組みとしては、専任教員による「相互授業参観」を実施している。一方で、近年、外国人留學生が増加しており、外国人留學生に対する指導能力向上に資する教員全体の情報共有の機会や研修の場を設けるよう改善が望まれる（評価の視点3-6、点検・評価報告書31～32頁、資料3-11「FD研修会資料（科研費学内説明会・2023年7月19日開催）」、資料3-12「FD研修会資料（2024年度シラバス執筆要項説明会・2023年12月20日開催）」、資料3-13「FD研修会資料（データベース「日経バリューサーチ」説明会・2023年11月9日開催）」、資料3-14「SD研修会資料（著作権講習会・2023年8月18日開催）」、資料3-15「SD研修会資料（生成AI活用に関する講習会・2023年12月20日開催）」、資料3-16「SD研修会資料（メンタルヘルス講習会・2023年12月22日開催）」、資料3-

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

17「SD研修会資料（発達障害を持つ学生に対する合理的配慮に関する研修・2024年7月4日開催）」、資料3-18「2024年4月SD・FD委員会FD部会資料（教員によるFD授業参観）」、実地調査時の面談調査）。

当該専攻では、教育活動を通じて、アントレプレナーシップの形成、地域再生人材の育成、日本経済、グローバル経済の相互発展への貢献を目指しており、それぞれ専任教員に対して組織的な支援を行っている。アントレプレナーシップの形成については、「アントレデザイン研究会」を年数回開催しており、アントレデザイン教育の理論的あり方や実践的方法論の共進化を図っている。地域再生人材の育成については、学内組織である「新潟地域活性化研究所」において、地域活性化に係る研究領域の探索や明確化を図る等の取組みをしている。日本経済、グローバル経済の相互発展への貢献については、海外交流協定校との教育交流、共同研究を推進しているほか、国際経済・経営に関する研究に対して、選考をもとに特別奨励研究費を支給し、研究を促している。

しかしながら、研究者教員と実務家教員、それぞれが取り組むべき研究については、明確な定義がないのが現状であり、今後それぞれの教育に資する研究の明確化が必要である（評価の視点3-7、点検・評価報告書32～33頁、資料2-64「2024年度新潟地域活性化研究所運営委員会議事要旨」、資料3-19「アントレデザイン研究会実施状況」、資料3-20「2024年度新潟地域活性化研究所運営体制」、資料3-21「国際交流委員会議事要旨および交流活動報告類」、資料3-22「2024年度特別奨励研究費選考結果」）。

専任教員の評価については、「教員評価基準シート」を活用しており、評価基準（領域）として、①起業／事業創造支援、②専門業務遂行度（教育）、③専門性研鑽度（研究）、④大学運営業務貢献度（管理運営）、⑤地域・社会・企業貢献、⑥外部資金・競争的資金、⑦特記評価の7つを設け、多面的な評価を実施している。各教員は、7つの評価基準（領域）に対して、目標設定としてウェイト付けを行っている。なお、領域ごとに研究者教員と実務家教員それぞれに、ウェイト付けの目安を設定している。各教員は年1回「教員評価シート」にて自己評価を実施している。教員の自己評価をもとに、教員と学長との間、教員と事務局長との間で面談を実施し、多面的な評価を行っている（評価の視点3-8、点検・評価報告書33頁、資料3-23「2024年9月教授会資料」、実地調査時の面談調査）。

【項目：教育研究条件・環境及び人的支援】

当該専攻では、専任教員の担当講義のコマ数や負担の状況については、年1回の学長面談の際に確認している。研究専念期間については、「教員派遣研修規程」を定め、教員派遣研修実施要項により教員の国内外への派遣研修制度を導入しており、教授会等で教員に制度活用を促している。しかしながら、これまで制度取得実績が

ない状況となっている。教育の水準を向上させるためにも、改善が望まれる。研究費については年間 25 万円を上限に支給しており、研究室は講義を担当する専任教員全員に割り当てている。

教育研究活動に対する人的支援については、ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）制度に関する規程を定め、人員を配置している（評価の視点 3-9、点検・評価報告書 34 頁、資料 3-8「教員派遣研修実施要項」、資料 3-9「教員派遣研修規程」、資料 3-24「事業創造大学院大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント制度に関する規程」、質問事項に対する回答及び評価結果（分科会案）に対する見解）。

（2）提言

【検討課題】

- 1) 教員組織の編制方針について明文化されておらず、全体的な組織編制のデザインを明確にすることが求められる。それをもとに、各プログラムの人員計画、採用等の検討が行われるよう改善が望まれる（評価の視点 3-1）。
- 2) 2020 年度の経営系専門職大学院認証評価結果において、専任教員の年齢構成の偏りについて指摘されていたが、2024 年度時点においても偏りが続いている。教育力の維持、発展のため、若手・中堅の専任教員の計画的な採用・育成体制を強化していくよう改善が望まれる（評価の視点 3-4）。
- 3) 近年、外国人留学生が増加しており、外国人留学生に対する指導能力向上に資する教員全体の情報共有の機会や研修を設けるよう改善が望まれる（評価の視点 3-6）。
- 4) 研究専念期間について、「教員派遣研修規程」を定め、教員派遣研修実施要項により教員の国内外への派遣研修制度を導入しており、教授会等で教員に制度活用を促している。しかしながら、これまで制度取得実績がない状況となっていることから、教育の水準を向上させるためにも、改善が望まれる（評価の視点 3-9）。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：専門職大学院の運営】

当該大学は、当該専攻のみを有する大学院大学であり、教員（教学委員）と職員（事務局委員）が一体となった委員会体制を採用している。委員会は「教務委員会」「演習委員会」等 14 の組織があり、それら委員会活動を総括する「自己点検・評価委員会」「将来計画推進委員会」の 2 つの委員会を設置することで、当該大学を運営する固有の組織体制を整備している（評価の視点 4-1、点検・評価報告書 36 頁、資料 1-7「2024 年度（令和 6 年度）事業創造大学院大学 学内委員会」、資料 2-12「事業創造大学院大学各種委員会規程」、資料 4-6「2024 年度教員組織図」、資料 4-7「2024 年度事務局組織図」）。

教育の企画・設計・運営等については、「将来計画推進委員会」傘下の「将来計画推進WG」において、中期計画に基づき、コース・プログラム制や開講科目等を検討している。「将来計画推進WG」での検討をもとに、所管する各委員会で審議を行い、教授会、「総務会」で審議した後、学長が最終決定するプロセスとなっており、手続及び責任体制は明確といえる（評価の視点 4-2、点検・評価報告書 37 頁、資料 1-8「第 74 回将来計画推進検討WG」）。

上述の通り、当該大学は、1 専攻のみの大学院大学であることから、関係する学部・研究科等はない（評価の視点 4-3、点検・評価報告書 37 頁）。

【項目：自己点検・評価と改善活動】

当該大学では、「事業創造大学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき「自己点検・評価委員会」を設置しており、同委員会は全ての委員会の委員長と事務局により構成されている。同委員会の委員長は研究科長が務めており、自己点検・評価を行う体制は整っている（評価の視点 4-4、点検・評価報告書 37 頁、資料 4-1「事業創造大学院大学自己点検・評価委員会規程」）。

外部から改善の必要性の指摘、意見があった件に関しては、概ね対応していると自己点検・評価しているものの、前回の経営系専門職大学院認証評価結果において指摘された事項のうち、成績評価の偏り及び専任教員の年齢構成の偏りについては、引き続き適切に対応することが望まれる（評価の視点 4-5、点検・評価報告書 38～39 頁、基礎要件データ表 16、資料 4-17「教員年齢構成図」）。

【項目：社会との関係、情報公開】

当該専攻では、「事業創造大学院大学諮問委員会規程」において、「諮問委員会」を専門職大学院設置基準に規定される教育課程連携協議会の機能を担うものと定めている。「諮問委員会」は学外委員 10 名、学内委員 6 名で構成し、年 2 回開催して

事業創造大学院大学事業創造研究科事業創造専攻

いる。「諮問委員会」では、当該専攻の運営状況や新年度に向けたカリキュラム編成等の研究・教育に関する状況、企画等を学外委員に共有し、それに対する意見をもとに検討を行い、当該専攻の改善・向上に取り組んでいる。以上のことから、社会からの当該専攻の研究・教育に対する意見を聞き、改善に取り組んでいるといえる（評価の視点 4-6、点検・評価報告書 40 頁、基礎要件データ表 16、資料 4-20「2023 年度第 2 回諮問委員会資料」）。

当該専攻では、自己点検・評価を毎年実施し、その結果をウェブサイトにて公表している。経営系専門職大学院認証評価についても、『自己点検・自己評価報告書』、経営系専門職大学院認証評価結果をウェブサイトで公開している（評価の視点 4-7、点検・評価報告書 40 頁、事業創造大学院大学ウェブサイト）。

企業やその他の組織との協定や契約等を締結する際は、学長、事務局長、関連する委員会及び学校法人事務局がその重要度に応じて確認し、リーガルチェックを含めた内容の確認を行ったうえで契約を行っている。また、資金の授受管理については、学校法人事務局及び総務課にて法令に則り実施しており、適正な手続、体制をとっている。さらに、研究インテグリティの確保のため、「事業創造大学院大学研究インテグリティ対策規程」を整備し、所要の透明性と説明責任を明らかにしている（評価の視点 4-8、点検・評価報告書 41 頁、資料 4-8「事業創造大学院大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」、資料 4-9「事業創造大学院大学受託研究取扱規程」、資料 4-22「事業創造大学院大学研究委員会規程」、資料 4-23「事業創造大学院大学研究インテグリティ対策規程」）。

(2) 提言

【検討課題】

- 1) 前回の経営系専門職大学院認証評価において指摘した事項に対して、引き続き適切に対応することが望まれる（評価の視点 4-5）。

以 上